

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 第2期長崎市中心市街地活性化基本計画の 認定取得に向けた取り組みについて・・・	1～5

※ 別冊あり



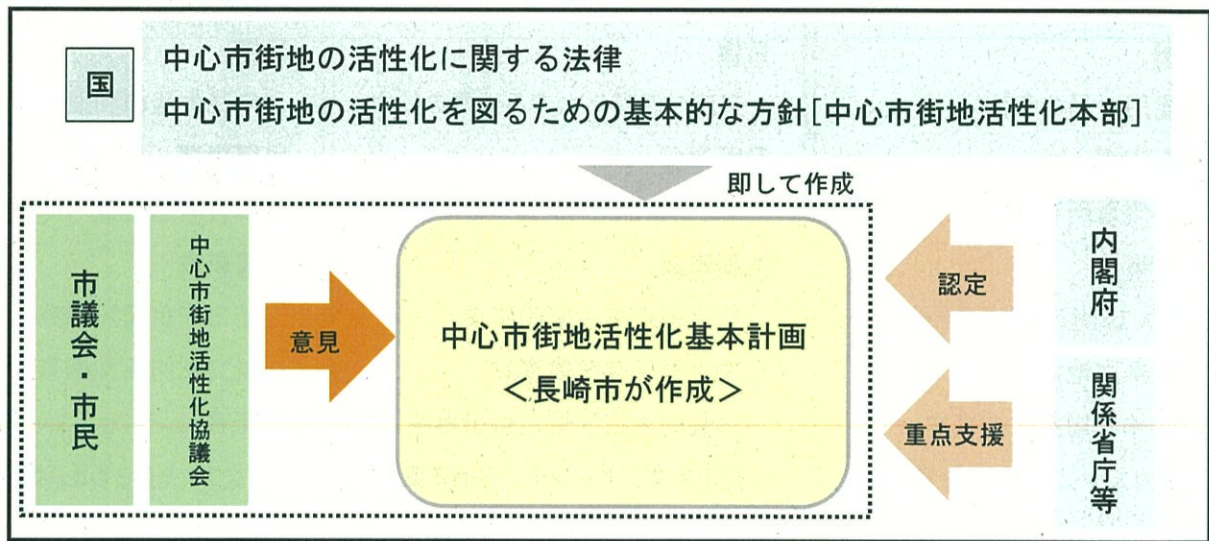
1 中心市街地活性化基本計画について

(1) 目的

急速な少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、現在、中心市街地活性化基本計画(平成27年4月～令和2年3月の5か年)を策定し取り組んでいる。

しかしながら、現在の計画期間内では、交流拠点施設整備事業など完成しない事業があることや、人口の社会減の深刻化など都市の課題がでてきたことから、引き続き令和2年4月以降の5か年についても、第2期計画を策定することとして取り組みを進めている。

(2) 位置づけ



(3) 重点的な支援

計画の認定を受けることで、関係省庁等から重点支援を受けられる。

区分	支援措置の例
財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしにぎわい再生事業（公共公益施設等の整備に係る補助） 中心市街地活性化ソフト事業（ソフト事業に係る交付税措置） 中心市街地再活性化特別対策事業（施設整備に係る起債及び交付税措置）
金融支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定、企業活力強化貸付（民間事業者の事業へ^{（株）}日本政策金融公庫による低利融資） 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（民間事業者が行う商業基盤施設の整備等に対する都道府県と^{（独）}中小企業基盤整備機構による無利子貸付）
法的支援	<ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗立地法の特例（大型小売店舗新設、変更の届出緩和）

2 第2期中心市街地活性化基本計画の概要

(1) 方向性

第2期計画	期間：令和2年4月～令和7年3月（5年間） 区域：第1期の区域に幸町エリアと山手エリアを加えた約325ha（別図参照）
方向性	「人口の社会減が深刻化するまち」から「選ばれるまち」へ 長崎市をけん引する中心市街地において、交流人口の拡大に加え、転出超過の抑制への取り組みを進め、「選ばれるまち」を目指す。

方針①

雇用環境の充実

目標

雇用の場の創出

目標指標

新規雇用者数

主要事業

- 新大工町地区市街地再開発事業
- 企業立地推進事業
- 若年者雇用促進事業
- 長崎スタジアムシティ整備事業

イメージ



方針②

交流の産業化の推進

目標

交流の産業化による消費の拡大

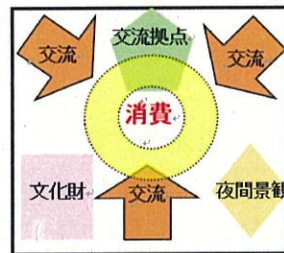
目標指標

中心市街地の年間延べ宿泊客数

主要事業

- 交流拠点施設整備事業
- 文化財保存整備事業
- 環長崎港夜間景観整備事業
- 長崎スタジアムシティ整備事業

イメージ



方針③

暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進

目標

市民生活の利便性向上

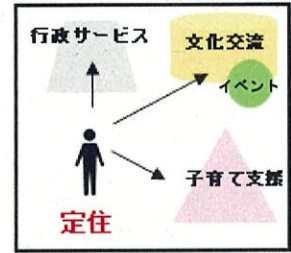
目標指標

歩行者通行量（9地点）

主要事業

- 新市庁舎建設事業
- 新文化施設整備事業
- （仮称）こどもセンター整備事業
- 新大工町地区市街地再開発事業

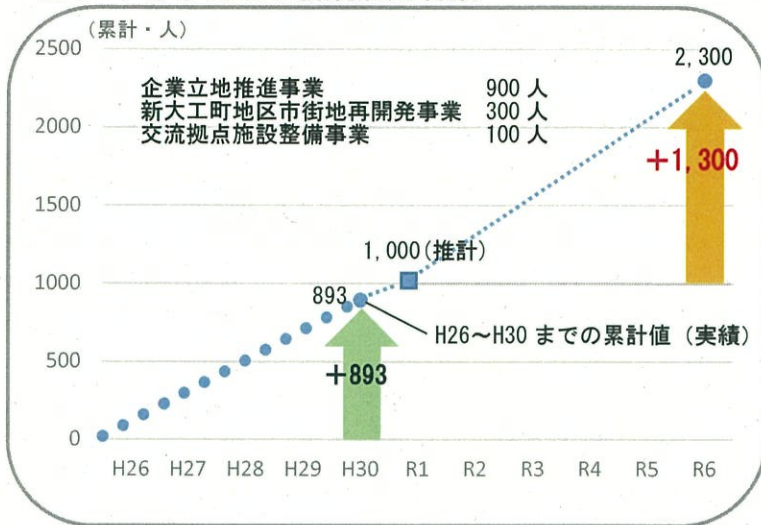
イメージ



(2) 目標指標及び目標値の積算 ※内閣府との調整により内容変更の可能性あり

目標	目標指標	基準値	目標値
雇用の場の創出	中心市街地の新規雇用者数(人)	893 (H26～30)	1,300 (R2～6)
交流の産業化による消費の拡大	中心市街地の年間延べ宿泊客数(人/年)	1,699,434 (H30)	1,997,000 (R6)
市民生活の利便性向上	中心市街地の歩行者通行量(人/日)	平日：61,997 (R1) 休日：60,896 (R1)	平日：65,200 (R6) 休日：63,800 (R6)

(ア) 中心市街地の新規雇用者数



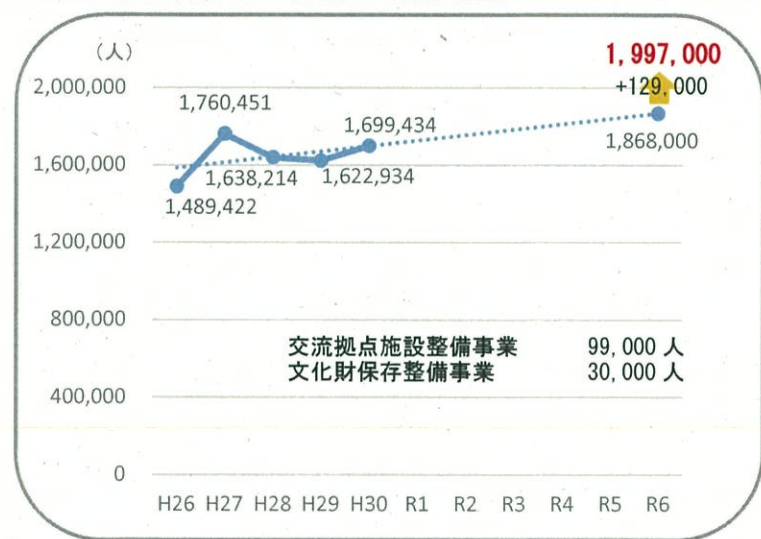
【設定理由】

転出超過の要因として希望する仕事がないというアンケート結果が得られたため、今後の5年間で生み出される新規雇用者数を目標値として設定するもの。

【積算方法】

企業立地推進事業による新規雇用者数の見込み値に、新大工町地区市街地再開発事業等により想定される増加分を加える。

(イ) 中心市街地の年間延べ宿泊客数



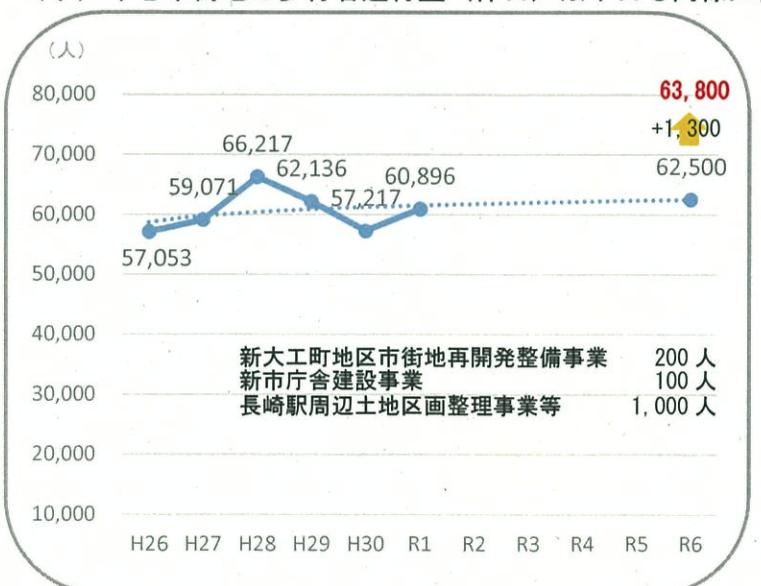
【設定理由】

経済の活性化を図るための、市の重点的取組は交流の産業化の推進であることから、より消費単価の高い宿泊客数を目標値として設定するもの。

【積算方法】

近年の宿泊客数の実績から推計したトレンド値に、交流拠点施設整備事業や文化財保存整備事業により想定される増加分を加える。

(ウ) 中心市街地の歩行者通行量 (休日) ※平日も同様に積算

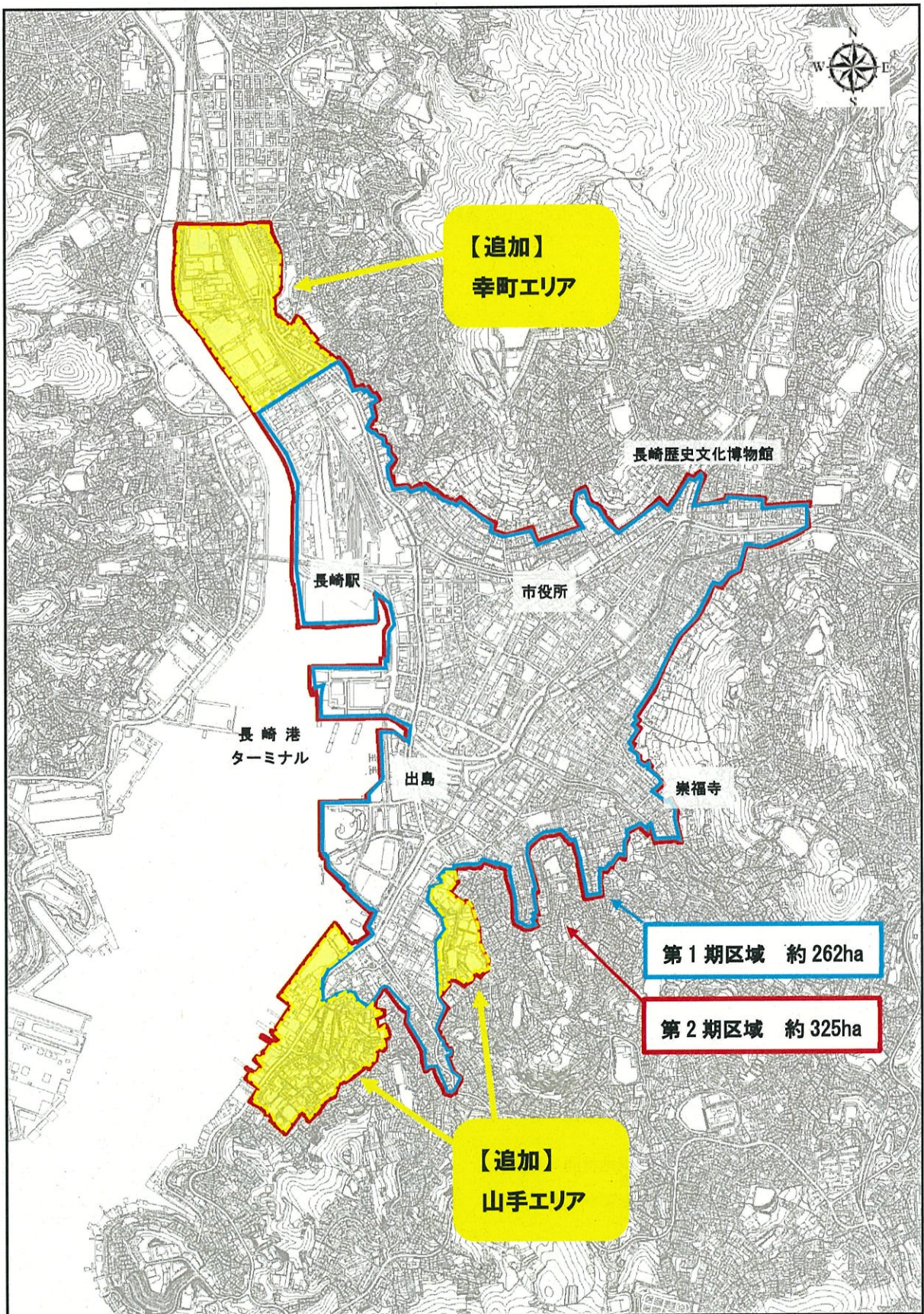


【設定理由】

生活利便施設や余暇施設の充実により、それらの施設を周遊する市民が増加すると考えられるため、歩行者通行量を目標値として設定するもの。

【積算方法】

近年の歩行者通行量の実績から推計したトレンド値に、新大工町地区市街地再開発整備事業、長崎駅周辺土地区画整理事業等により想定される増加分を加える。



— 長崎市中心市街地活性化基本計画 エリア図 —

(3) 掲載事業（予定）

第2期計画においては、全80事業の掲載を予定している。

区分	事業数	事業例
市街地整備改善	39	長崎駅周辺土地区画整理事業、長崎スタジアムシティ整備事業
都市福利施設整備	7	交流拠点施設整備事業、新市庁舎建設事業
居住環境向上	2	新大工町地区市街地再開発事業、浜町地区市街地再開発事業
経済活力向上	32	環長崎港夜間景観整備事業、商店街賑わい整備事業
公共交通利便性向上	9	運行情報サインシステム導入事業、低床路面電車の導入事業
合計	89	
合計（再掲除く）	80	

3 長崎市中心市街地活性化協議会からの意見

第2期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）については、概ね妥当である。

<主な意見>

1. 県庁舎跡地の活用などの各種事業については、経済界や地元商業者などに対して早めの情報提供を行うなど、民間活力の活用について十分に配慮した整備計画を策定してほしい。
2. 目標指数の評価にあたっては、地域の実態把握に配慮してほしい。
3. 中心市街地活性化に寄与する新たな事業については、適宜、基本計画に追加するなど、柔軟に対応してほしい。

4 パブリックコメントの実施

○期間：令和元年10月1日～10月31日

○意見：なし

5 スケジュール（予定）

